

京都府都市計画公聴会（京丹後都市計画）における公述記録及び
公述意見に対する見解について

令和 8 年 10 月 28 日
京都府建設交通部都市計画課

令和 8 年 9 月 25 日に開催した公聴会について、別紙のとおり公述記録及び公述意見に対する見解を公表いたしますが、その経過等は下記のとおりです。

記

1 公聴会の概要

日 時 令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 2 時 30 分～午後 3 時 00 分
場 所 京丹後市役所峰山庁舎 2 号館
公述人 1 名

2 公聴会開催の経過

京都府では、綾部、宮津、大江及び京丹後都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」に関する都市計画変更案について、府民の皆様からのご意見をお聞きする公聴会を開催するため、令和 8 年 9 月 1 日から 9 月 15 日までの間、公述申出を受け付けたところ、京丹後都市計画（京丹後市）の変更について公述申出があったため、当該公聴会を開催したものです。

3 見解の公表にあたって

- 公述意見については、まちづくりの主体である京丹後市に見解を確認し、検討を行ってまいりました。
- この度見解がまとまりましたので、公聴会記録と合わせて、公述意見に対する見解として公表するものです。

京 都 府 都 市 計 画 公 聴 会 記 録

【京丹後都市計画区域】

開催場所：京丹後市役所峰山庁舎 2 号館

共同会議室

開 催 日：令和 8 年 9 月 25 日

京都府建設交通部都市計画課

(1) 公聴会の日時及び場所

令和8年9月25日(金) 14:30~15:00

京丹後市役所峰山庁舎2号館 共同会議室

(2) 都市計画の原案の概要

項 目	内 容
1 目標	都市づくりにおける基本的な理念、区域の将来像
2 区域区分の方針	区域区分の有無及び方針
3 土地利用の方針	用途の配置、特に配慮すべき土地利用の方針 他
4 都市施設の方針	交通施設(鉄道、道路)、下水道、河川等の整備方針・目標
5 市街地開発事業の方針	土地区画整理事業等の方針・目標
6 自然的環境の整備又は 保全に関する方針	公園、緑地等の保全・整備の方針・目標

(3) 出席した公述人

1名

(4) 公述の内容

別紙のとおり

(5) その他公聴会の経過に関する事項

- ・公聴会開催についての公告 令和8年8月14日
- ・都市計画原案の閲覧 令和8年9月1日から同年9月15日まで
- ・公述人の募集 令和8年9月1日から同年9月15日まで

開始 14:30

(事務局)

お待たせしました。定刻となりましたので、「京丹後都市計画に関する京都府都市計画公聴会」をはじめさせていただきます。

私は、事務局をつとめます京都府都市計画課の足立でございます。よろしくお願いします。

本日の議長は京都府都市計画公聴会規則第 8 条の規定により、京都府建設交通部都市計画課参事の中野が務めます。

また、立会人として、京丹后市建設部都市計画・建築住宅課の橋係長様に出席をいただいています。それでは、議長、進行をよろしくお願いします。

(議長)

ただいまから「京丹後都市計画に関する京都府都市計画公聴会」を開会いたします。

まず、はじめに本公聴会の趣旨について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

本日の公聴会は、京都府都市計画公聴会規則第 2 条の規定により、都市計画案の作成にあたり開催するものでございます。

今回、「京丹後都市計画区域」において、都市計画区域の整備・開発及び、保全の方針の都市計画案を作成するため、9 月 1 日から 9 月 15 日までの間、公述の申し出を受け付けたところ、区域マスの都市計画案に対し、1 名から公述の申し出がございましたことから、公聴会においてご意見をお伺いするものです。

以上が公聴会の趣旨でございます。

(議長)

次に注意事項などの公聴会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日の進め方でございますが、はじめにこれから公聴会を円滑に進行するためをお願いを申し上げます。次に本日意見をお聞きする案の概要を説明させていただきます。その後、公述人から公述をお願いします。公述をいただいた後、事務局から今後の手続きを説明させていただきます。

そして、議長より公聴会を閉会することとしております。

それではまず、公聴会を円滑に進行するためのお願いでございますが、受付でお渡しした注意事項を記載した紙をご確認いただき、公聴会の円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。公述につきましては議長の指示に従って、前に用意しております公述席にてお願いいたします。なお公述申出書の内容に沿って、意見を述べていただきますようお願いいたします。

時間は15分以内としております。持ち時間終了の3分前にはこのようにベルを1回、1分前にはベルを2回、15分を経過しますと、このようにベルを3回鳴らしてお知らせいたします。

公述される内容につきましては、事務局において記録のため録音をさせていただきますので、ご承知おき願います。

公述内容は持ち帰りまして、参考にさせていただきますとともに、公述いただいたご意見と、京都府の見解につきましては、後日京都府のホームページのほか、府政情報センター、都市計画課、丹後土木事務所及び京丹後市で公表いたします。

なお先ほども申しましたとおり、本日の公聴会は皆様方のご意見をお伺いすることを目的としておりまして、質疑応答は行いませんが、公述内容等で不明確なところがあるなど、必要な場合は議長から確認させていただく場合がありますので、ご了承をお願いいたします。

最後に、公聴会の運営は、議長の進行に従っていただきますようお願いいたします。

以上が公聴会の進め方と、公聴会を円滑に進める上でのお願いでございます。

(議長)

それでは、ご意見をお聞きする都市計画の変更案について、事務局から内容を説明してください。

(事務局)

今回作成しようとする都市計画案の変更概要を説明いたします。

京丹後都市計画において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画区域マスタープランを変更するものです。

都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに都道府県が定める都市計画の基本的な方向性を示すもので、都市計画の目標をはじめ、区域区分や主要な都市計画の決定等の方針を定めております。京丹後市都市計画区域は、平成16年の市町村合併により、峰山都市計画区域及び網野都市計画区域の2つの都市計画区域を有していましたが、平成27年に1つの都市計画区域として当初決定されました。

今回の見直しでは、京丹後都市計画区域の現状及び取り組みを踏まえ、現行の都市計画区域マスタープランを基本としつつ、都市計画区域の現状や取り組み

等を踏まえ、おおむね 10 年後の令和 22 年を新たな目標年次として定めることとなります。

主な変更内容としましては、各種インフラの整備状況や市からの要望等を踏まえ、各区域におけるまちづくりのビジョンの明確化を図っています。例えば、土地利用の方針として、人口減少の少子高齢化などの社会経済情勢の変化等を踏まえ、地域拠点と生活拠点等を結ぶ公共交通ネットワークへ再構築することや、環境との調和に配慮しつつ、豊かさを実感できる地域社会の実現を図ることを明記しています。

また、都市施設の方針では、山陰近畿道等整備による大都市圏等の交流強化や促進を図ることを明記しています。以上簡単ではございますが、今回変更しようとする案と内容となります。

(議長)

それでは、これから公述人の方からご意見をお聞きいたします。〇〇様、どうぞ前のお席の方へお願いいたします。

(公述人 1)

まずは、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日よろしく願いいたします。

まず意見提出の理由について申し上げます。提出された計画案の基本的な方針は、概ね賛成でございます。僭越ながら、非常によくできた計画であるというふうに思っています。その上で本計画のような長期戦略を立案する場合の国際情勢分析から考慮すべきこと、及び本計画の器、これが計画がはいる背景とか、コンテキストの部分について、本日はお話しさせていただきたいと思います。

それでは内容に入ります。本件のような長期戦略、10 年から 20 年先を見据えた長期的なマスタープランを作成する場合、まずは国際情勢、国際政治の分析から入ります。日本人は歴史的、民族的に長期計画の立案が苦手です。一方で細かいこと、工夫することは得意であります。

例えば古代にうちわが入ってきましたが、持ち運びが便利になるようにと考えて、このような扇子を日本人が発明したわけですね。これで小さく折りたたんで持ち運べるようにした、というのが、日本人が工夫したところで、また盆栽なんかもそうです。大自然を小さな庭、小さな鉢に表現しました。このように小さく細かいものが得意です。逆に大きいこと、戦略の立案が苦手であります。

ですので、苦手であると、苦手なんだという意識を持って認識した上で、慎重に作成すればいいというふうに考えております。

さて現在の国際情勢から読み取れることは、世界は今、変革期にあるというこ

とであります。世界秩序の転換期、変換点にあります。戦後から 1991 年までは、アメリカとソ連の 2 極体制でした。ソ連崩壊後 1992 年以降は、アメリカの 1 極体制へと移ってきました。これをユニポーラ・ヘゲモニー、一極覇権体制と言います。1 極覇権体制ですね、そして現在はアメリカの 1 極体制が終わり、ロシア・中国・インドといった、5 カ国ぐらいの勢力が均衡する世界秩序の方向に向かっているところでもあります。

今のイラン戦争、イランと米国、イスラエルの戦争を見てみますと、まさにアメリカの一極支配、一極体制の終わり、終焉を表しているというふうに考えています。

歴史を見ますと安定期と変革期の繰り返しであり、約 60 年のターンで大きな変化を繰り返します。このような歴史ですね、安定期と変革期が 60 年周期で変わっているといったところです。その変革期にあるといったところでございます。ですので、世界全体が大きく変わっていく時期でありますので、予測しづらい時期というふうに言っているかと思えます。

それを踏まえて、長期戦略を立案していくことが必要であります。

つまり第一にはエネルギー危機、二つ目には食料危機、これを想定しておく必要があります。さらには人間の価値観も大きく変わっていくところでもありますので、そこを考慮しておくということも必要です。

ちなみにこの 60 年ターンもありますけれども、さらに大きく 800 年周期という説もあります。この 800 年のターンでも今ちょうど切り替わりの時期にきております。

800 年周期説というのが世界の文明は、約 800 年ごとに東洋と西洋、これが隆盛と衰退を交互に繰り返していく、西洋と東洋というふうに繰り返していくというものでございます。

今はちょうど西洋文明の終わりの時にあります。フランスのエマニュエル・トッドも『西洋の敗北』という本を書きました。つまり西洋的価値観、西洋文明、物質中心主義、及びそれを支える資本主義経済が終わりに向かっているということでもあります。

次に来るのは東洋的なもの、精神文明ですとか、脱物質主義と予想されます。

ただしそこに到達するには、もう少し時間が必要でありますので、この 10 年とか 20 年というのではないというふうに思います。

ただ、今現在において、貨幣価値だけにとらわれない、自然と人、コミュニティと共に暮らしたいという人が、徐々にではありますが、増加傾向にありますし、週末には畑、土に触れたいという人もいます。

私も半年前まで東京に住んでいましたが、シェア畑が人気だったりもします。このような都会の孤立を防ぐ、コミュニティハブとしての畑、といったものも人

気だったりもします。

またAIの進化により、はじめにホワイトカラーの職が減少していきます。ホワイトカラーから奪われていくということを想定しています。

一方ロボットとかロボティックスの進化については、まだまだ時間がかかるといったところもありますので、人はブルーカラーの職種、体を使う仕事ですね、そういった仕事に移っていくというふうに思います。まさに農業とか建設とか、これらは人間がやる仕事というふうに思います。

あとクリエイティブな仕事、また手の感覚を使う職人さんなども、人間にしかできない仕事ということになります。このように人々の価値観、仕事、社会システム、これは金融システムを含みますけれども、これらが変わっていく最中にあるというふうに思います。

その中で京丹後市としてどういう未来を描くのか、それが問われていると思います。千年単位、具体的に言いますと、弥生時代からの約2000年間の歴史的視点で見て、市として最も重要なものは、自然環境と密接に関わる農・林・漁業であり、これは必ず守るべき生業というふうに思います。

日本全体で食料自給率が約37%（カロリーベース）となっている中で、国家安全保障、戦略の第1位は食です。

食料自給率は種の輸入、肥料の輸入を計算しますと、8%から9%まで低下します。また農業、林業、漁業は、国土そのもの、沿岸部そのものを守ることであり、まさに国家安全保障に関わる生業であります。極端なことを言えば、食料を作り、土地を守るといった仕事は、公務員として働いてもいいぐらいの位置づけではないかなというふうに思ったりもします。

次に経済です。経済を区分しますと3つに区分できると思います。

まず市場経済、プライベートエコノミーですね。それから公的経済、パブリックエコノミー。そして共助経済、コミュニティエコノミー。この3つに区分できると思いますが、資本主義社会の中で本来の市場経済で扱ってはいけないものというのがあります。それは例えば医療、教育、文化、芸術、そして基礎研究、食、農の部分であります。

今の農業政策は市場経済に置いているので、一番基礎の部分にある第一次産業というのが、買ったたかれる立場で疲弊していくのは必然であります。これは資本主義の基本構成といえます。

資本主義においては生産者よりも商人にお金が集まるといった構造になっています。生産者から商人、そして最終的には金融資本家等に流れ、お金がどんどんこちらに流れるというのが資本主義の基本構造であります。

ですので、国としてですね、このお金をですね、生産者、地方に戻していったあげる政策といったところが必要となります。だからこそ、ヨーロッパでは所得

補償を行って、安定供給政策を行っているので、食料自給率が 100%を超えているということでもあります。日本もこれが必要であり、これは国の政策にはなりませんが、所得保障を行うべきであると考えます。

今年の米の農協買取価格は、生産者価格を下回っています。ですので、来年はもうやめようといった、小さな農家さんがたくさんいると聞いています。これでは農地、農業を守れません。今すぐの政策転換が必要です。

生産性とか効率化だけではない農が持つ本当の社会的価値は水質保全、土地保全、山林保全、景観保全、それから伝統文化、地域コミュニティといわれています。これらの社会的価値を守り抜く大きな政策・施策が必要です。

ちなみに農家が減少した影響で里山の管理ができなくなる。鹿やイノシシの獣害被害が増えておりますし、耕作放棄地が増えて草刈りができなくなっていて、海岸線においても草で、せっかくの景観が今損なわれてといったところで、観光客の減少にもつながりかねないというふうに考えております。

また山あいの地区の村落では、廃村の危機が迫っているところもあり、村の神社の手入れが届かなくなっているところもあります。ただ小さくても歴史的に重要な神社がいくつもあります。これらは文化財としてしっかり保存しておけば、将来の財産になるというふうに考えます。

伝承などの歴史的な情報をホームページでどんどん公開することで、いろんな方、歴史好きの方、歴史家の方が、それをさらに調べて価値を付与して、どんどん広げていただけたらいいところもあると思います。

将来大きな財産になることを考えますので、ぜひそういったところも重要視したいと思います。ただ市のホームページの階層というか、工夫がもう少し必要かなというふうには思います。

あと高速道路の建設にあたりましては、古墳の保護をぜひお願いしたいと思っています。

最後に長期的に人々の価値観が変わっていくことで、自然や農業とともに生きることを求める人が増えていくと予想しております。また AI の進化はまさに人間として生きることを意味を問いかけています。京丹後はこの 2000 年間、自然とともに生業を育み生きてきた地域であります。稲作発祥の地としての伝承もあります。月の輪田ですね。

また、丹後ちりめんを作った蚕も、自然そのものといえます。そして日本のふるさとの原風景を残しています。自然を壊すことは簡単ですが元に戻すことはできません。峰山を中心とする都市部も必要であります。

しかし山あいの集落など、日本のふるさととして、保存すべき価値として、しっかりとご認識いただきますように、改めてお願いいたしまして公述とさせていただきます。

ありがとうございました。

(議長)

はい、貴重なご意見ありがとうございました。

これで予定しておりました公述が終了いたしました。どうぞお席にお戻りください。

最後に今後の都市計画の手續について、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

はい、それではご説明申し上げます。

本日の公聴会でのご意見を踏まえ、都市計画の案を作成し、冬頃から公衆の縦覧を行う予定としております。その後、京都府都市計画審議会に付議し、変更に向けた法定の手續を行うこととしております。

以上簡単ではございますが、本日の公聴会以降の都市計画手續きの説明でございます。

(議長)

それではご意見いただきました公述人の方をはじめ、関係者の皆様には、お忙しいところご参加いただきありがとうございました。

以上をもちまして本日の公聴会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

終了 15 : 00

京丹後都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針変更の都市計画原案に関する
公述意見に対する見解について

公述意見の概要	見解
<p>農・林・漁業に関すること</p> <p>京丹後市として最も重要なものは、自然環境と密接に関わる農・林・漁業であり、これは必ず守るべき生業と考える。</p>	<p>農林漁業の重要性については、都市づくりの基本理念として農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討する旨を記載しています。</p> <p>なお、都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、広域的観点から都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、京丹後市の取り組みについては、記載する内容ではないと考えています。</p>
<p>農を守るための政策・施策に関すること</p> <p>農が持つ本当の社会的価値を守り抜く大きな政策・施策が必要と考えること。</p>	<p>農林漁業の重要性については、都市づくりの基本理念として、農林漁業及び周辺環境との健全な調和を図りつつ、地域活力の維持・向上につながる土地利用を検討する旨を記載しています。</p> <p>なお、都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、広域的観点から都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、具体の政策・施策については記載する内容ではないと考えています。</p>
<p>伝承などの歴史的な情報に関すること</p> <p>山あいの地区の村落には、小さくても歴史的に重要な神社がいくつもあり、文化財として保存すれば、将来の財産になるため、伝承などの歴史的な情報を市のホームページで公開する等の取り組みも重要視すべきと考える。</p>	<p>歴史・文化財の重要性については、区域の将来像として、豊かな歴史・文化・自然環境と人々の暮らしが共生する都市を目指す旨を記載しています。</p> <p>なお、都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、広域的観点から都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、京丹後市の取り組みについては、記載する内容ではないと考えています。</p>
<p>都市計画施設に関すること</p> <p>高速道路の建設にあたっては、古墳の保護をお願いする。</p>	<p>古墳の保護については、網野銚子山古墳周辺等の樹林地や都市内のランドマークとなる樹林地等、都市の環境を保全する旨の記載をしています。</p> <p>なお、都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、広域的観点から都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、個別事業に関する内容については、記載する内容ではないと考えています。</p>

原風景の保存に関すること	<p>日本の原風景、ふるさとの保存に関しては、土地利用の方針において、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する取組を総合的に推進する旨を記載しています。</p> <p>なお、都市計画区域マスタープランは、都市計画区域全域を対象として、広域的観点から都市計画に関する基本的な方針を定めるものであるため、具体の取り組みについては記載する内容ではないと考えています。</p>
<p>日本の原風景、ふるさを保存すべき価値として認識すること。</p>	